寒川町職員の管理職手当に関する規則新旧対照表

現 行			改正案		
~ 略 ~			~ 略 ~		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
区分	職	管理職手	区分	職	管理職手
		当の額			当の額
$1 \sim 3$	(略)	88,000円	$1 \sim 3$	(略)	88,000円
4	(1) 町長の事務部局の	65,500円	4	(1) 町長の事務部局の	65,500円
	課長、専任主幹、専任			課長、専任主幹、専任	
	技幹、所長又は館長			技幹、所長又は館長(寒	
				川町立文化福祉会館長	
				<u>に限る。)</u>	
	$(2) \sim (7)$ (略)			$(2) \sim (7)$ (略)	
5	(1) 町長の事務部局の	58,000円	5	(1) 町長の事務部局の	58,000円
	主幹、技幹			主幹、技幹、館長(寒川	
				町立文化福祉会館長を	
	又は場長			<u>除く。)</u> 又は場長	
	(2) · (3) (略)			(2) · (3) (略)	
				附 則	
			<u></u>)規則は、平成27年4月1日	から施行す
			<u>る。</u>		